

金 検 第 3 7 1 号  
平成 17 年 7 月 1 日

各財務（支）局長  
沖縄総合事務局長  
検査監理官  
統括検査官  
特別検査官  
専門検査官  
金融証券検査官

） 殿

金融庁検査局長 西原 政雄

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の試行等について

平成 17 年 7 月 1 日付金検第 3 7 0 号「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の 7. の規定による試行については、平成 18 年 1 月 1 日以降予告する（無予告の場合は、立入を開始する）検査より開始することとしたので、了知されたい。

あわせて、平成 17 年 7 月から同年 12 月までを試行に向けた準備期間とし、この間の金融検査評定制度の試行準備に係る事務手続を下記のとおり定め、運用することとしたので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

## 記

### 1. 立入検査開始前

主任検査官は、被検査金融機関に対して、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、金融検査評定制度に係る以下の重要事項について説明を行う。

#### （1）金融検査評定制度の内容

「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」の概要

#### （2）試行準備期間の趣旨

平成17年7月1日から同年12月31日までの間に予告を行う（無予告の場合は、立入を開始する）検査においては、金融検査評定制度の試行に向けた準備として評価の目線（注）合わせを行うこと。

（注）評価の目線とは、B目線あるいはC目線といった評価の概ねのレベル感。

#### （3）試行準備期間中の評定制度の取扱い

試行準備期間においては、立入中に被検査金融機関との間で評定制度に係る「双方向の議論」を行い、評価の目線に対する意見交換を行うこと。また、立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）前には、被検査金融機関の役員との間で、その時点の被検査金融機関自身の評価の目線及びその考え方を聴取すること。なお、評価の目線については、意見申出制度の対象とはならないほか、検査結果通知書には記載されず、選択的な行政対応にも反映されないこと。

#### （4）評定制度項目

検査において評価の目線を確認する項目

### 2. 立入検査中

（1）主任検査官は、立入検査開始時において、評定制度項目に対する被検査金融機関自身の認識（自己評価を含む。）を聴取する。

（2）主任検査官は、指摘事項等を踏まえ評定制度項目毎に評価を行う。その際、

「双方向の議論」が重要であることを十分に認識し、評価に係る事実関係及びその評価の考え方を含め、被検査金融機関と十分な意見交換を行う。

(3) 主任検査官は、評価を行うに当たって、必要に応じて検査局総務課（財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)においては、検査担当課。以下同じ。)に照会を行う。

(4) 主任検査官は、立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）前に、被検査金融機関の役員との間で、その時点の被検査金融機関自身の評価の目線及びその考え方を聴取するなど意見交換を行う。その際、特に、認識の相違がある場合には、相違点やそのやり取りを記録（書面）に留める。

なお、当面、上記意見交換を行うに当たっては、事前に、評価の目線及びその考え方について検査局総務課に報告を行うことを原則とする。この事前報告の実施の判断に当たっては、被検査金融機関との意見交換の状況や検査期間等を踏まえる。

### 3. 立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）

主任検査官は、立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）に当たっては、必要に応じて、評価の目線について意見交換を行う。

### 4. 立入検査終了後

主任検査官は、検査報告書等に基づく報告に併せて、評価の目線及びその考え方並びに被検査金融機関の認識等を報告する。ただし、評価（評価の目線を含む。）は、検査結果通知書には記載されない。

### 5. その他

(1) 検査部局においては、評価に係るデータやノウハウの蓄積を行う。

(2) 金融検査評価制度の試行に係る事務手続については、別途指示する。